

評議員選任・解任委員の任期の確認について

平成 29 年 4 月施行の改正社会福祉法により、ほとんどの社会福祉法人において評議員選任のための評議員選任・解任委員会が設置され、島根県が示した「評議員選任・解任委員会の運営に関する規程例」に依った場合には、その委員の任期については、多くの法人において下記のとおり、評議員の任期と同じように規定されています。

こうした中で注意が必要なことは、評議員と選任・解任委員では就任時期が異なるため、同じような任期の規定であっても、結果として任期終了年度が 1 年ずれるということです。

具体的には、多くの評議員が平成 29 年 4 月 1 日付で就任されているはずであり、その「4 年以内に終了する会計事業年度のうち最終のもの」は令和 3 年 3 月期となり、令和 3 年 6 月（あるいは 5 月）開催の定時評議員会終了時点で任期満了となります。

これに対し、選任・解任委員は、現評議員を選任するため、平成 29 年 3 月までに就任されているケースがほとんどであり、その場合、「4 年以内に終了する会計事業年度のうち最終のもの」は令和 2 年 3 月期となるため、令和 2 年 6 月（あるいは 5 月）の定時評議員会終了時点で任期満了ということになります。

したがって、その後、あらためて選任・解任委員の選任手続を行っていない場合は現在、選任・解任委員が存在しないこととなります。

各法人におかれましては、選任・解任委員の任期の確認を行っていただき、もし任期が切れている場合は、速やかに選任の手続きを行っていただくようお願いいたします。

(参考)

「評議員選任・解任委員会の運営に関する規程例」抜粋
(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。